

次に三ごん一二獻に同じ獻をはりて立樂あり、日月花○花下、一門より左右の樂人春庭樂を奏して馳道に進む、左右おのく二曲萬歳樂、地久、賀殿、長保樂などなり、臨時の勅によりて、この頃にかへりておこ舞をはりて、内辨くだりて陣につく、宣命見參をめすなり、内辨文杖を持て東階をのぼりて、東のひさしの南の戸より入て、おくの小間を西へをれて、御帳の東の屏風のもとに立、内侍右にいで、屏風のつまより右の手してこれをとる、左の手しては御帳のはづれにゐて、ゐざりよりて御座のとほりにいたりて、御帳の方へいさ、か向ひて、杖を左のつくゑにかけてさしよす、主上是をとらせ給ひて、右のつくゑにおかせたまふ、左の御手にて杖をとらへて、右の手にて杖をとらへて、袖の袖にこれをとる、手を内侍杖をとりてゐざりてしぞく、杖を御帳の東の御帳臺の下にそへておく、すべからず、白きつゑは御帳の後にをく、返すべからざる故なり、くる、内侍しぞきてのち、宣命見參おきつゑはひがしにそへておく、やがて返し下すべきがゆへなり、内侍しぞきてのち、宣命見參のおの是を御覽じ給て、左の机にをかせ給ふ、文のさきをいさ、か机よりさし出すなり、内侍是を見て、す、みよりてこれを取しぬにとるなり、杖にとりそへて、かた手に持て内辨に返し給ふ、内辨内侍をまつほどは、いさ、かまぞきて劔のしりを障子にありて、立なり、賢聖の障子なれば、なり、返し給りて、左にめぐりて、元の道をへて軒廊にくだりて、つゑを返したびて文を持てかへりのぼる、參議をめして宣命を給ふ、參議内辨のうしろにす、みてけいせちしてたつ、笏をさすがごとくして、はさるはしく、文を給てさくにとりそへて本座にかへる、宣命もちたる宰相は、大臣にも禮をいたさず、なべては大臣のおきゐには宰相けいせちするなり、内辨已下下殿、左近の陣の南の邊にたつ、大納言以下皆始の列のごとく異位重行す、宣命使下殿して、こんらうよりす、みて、諸卿のうしろをへて、日花門の北のとびらにあたりて、いうして、これを曲折西にをれて、夜に入らすれば、西に向、宣命のへんの南にす、みたつ、冠のかげの版にあたるほど、いへり、揖して笏をさして宣命をひらく、先開きて、いさ、かあげて後おし合て、右の方へ出す、群臣再拜又さきの